

北見市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定等に関する要綱

(平成 28 年 12 月 15 日内規第 217 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日内規第 82 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の規定により北見市長（以下「市長」という。）が行う認定等に関して、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下、「規則」という。）の他に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、令及び規則に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 性能向上計画認定 法第 29 条第 1 項または法第 31 条第 1 項による認定をいう。
- (2) 基準適合表示認定 法第 36 条第 1 項による認定をいう。
- (3) 認定基準 性能向上計画認定においては、法第 30 条第 1 項の基準をいう。
基準適合表示認定においては、法第 36 条第 1 項の基準をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関等 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

第 2 章 認定の手続き

(事前相談)

第 3 条 性能向上計画認定又は基準適合表示認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑に行うため、市長に事前相談をすることができる。

(登録住宅性能評価機関等の技術的審査)

第 4 条 性能向上計画認定又は基準適合表示認定を申請しようとする者は、当該申請を行う前に、性能向上計画認定又は基準適合表示認定に関する申請が、次項及び第 3 項に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関等による技術的審査を受けることができる。

- 2 性能向上計画認定は、次に掲げる基準による。
 - (1) 法第 30 条第 1 項第 1 号の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準
 - (2) 法第 30 条第 1 項第 2 号の基本方針に関する基準

- 3 基準適合表示認定は、法第 36 条第 1 項第 1 号の建築物エネルギー消費性能基準による。
- 4 申請者は、第 1 項の技術的審査を受けた場合において、性能向上計画認定は様式 1 とし、基準適合表示認定は様式 2 による登録住宅性能評価機関等が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下、「適合証」という。）を認定申請書に添付することができる。
- 5 前項の規定により添付する適合証は、性能向上計画認定は第 2 項各号に掲げる基準、基準適合表示認定は第 3 項の基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

（添付図書）

第 5 条 規則第 1 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図書とする。

（1）性能向上計画認定に係る申請書の添付図書

- ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物の新築以外に係るものである場合 当該建築物に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証（同法第 18 条第 1 項に規定する建築物にあっては、同条第 18 項に規定する検査済証をいい、申請の際現に存するものに限る。以下同じ。）の写し。ただし、市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める図書
- イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、第 4 条に規定する技術的審査を受けた場合同条第 3 項に規定する適合証

（2）基準適合表示認定に係る認定の申請書の添付図書

- ア 当該建築物に係る建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し。ただし、市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める図書
- イ 次に掲げるいずれかの図書
 - （ア）登録住宅性能評価機関等が作成した当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する図書
 - （イ）当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを確認できる図書として市長が適当と認めるもの（アに掲げる図書を除く。）

（性能向上計画認定の通知）

第 6 条 市長は、法第 30 条第 3 項の規定による通知を行う場合は、通知書（様式 3）に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書を添えて北見市建築主事（以下、「建築主事」という。）に行うものとする。

2 市長は、法第 31 条第 2 項の規定による通知を行う場合は、通知書（様式 4）に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に行う

ものとする。

- 3 建築主事は、法第 30 条第 4 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第 18 条第 3 項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、確認済証（様式 5）により市長に交付するものとする。
- 4 建築主事は、法第 30 条第 4 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第 18 条第 14 項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、通知書（様式 6）により市長に交付するものとする。
- 5 建築主事は、法第 30 条第 4 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第 18 条第 14 項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、通知書（様式 7）により市長に交付するものとする。

（性能向上計画認定の手續）

第 7 条 市長は、性能向上計画認定が認定基準に適合しないことを認めたときは、申請した者に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書（様式 8）に規則第 1 条第 1 項の申請書の副本 1 通並びにその添付図書を添えて行うものとする。

（性能向上計画認定の報告の徴収等）

- 第 8 条 市長は、法第 32 条の規定による報告の徴収は、通知書（様式 9）により認定建築主に通知するものとする。
- 2 認定建築主は、性能向上計画認定を受けた建築物の建築工事が完了したときは、工事完了報告書（様式 10）により、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。
 - 3 認定建築主は、法第 32 条に基づき、前項以外の報告を求められた場合には、状況報告書（様式 11）により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

（性能向上計画認定の申請の取下げ）

- 第 9 条 性能向上計画認定を申請した者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式 12）の正本及び副本を市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、法第 30 条第 3 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の通知を行った場合で前項に規定する取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（様式 13）により建築主事に通知するものとする。

（性能向上計画認定の取りやめ）

第 10 条 認定建築主は、性能向上計画認定を受けた建築物エネルギー消費性能

向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる場合は、取りやめ届（様式 14）の正本 1 通、副本 1 通に認定通知書（変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書）及びその添付図書を添えて、市長に届け出るものとする。

（性能向上計画認定の取消しの通知）

第 11 条 市長は、法第 34 条の規定により、性能向上計画認定の認定を取り消す場合は、取消通知書（様式 15）により認定建築主に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により、取りやめ届が届け出られた場合には、性能向上計画認定の認定を取り消すこととし、取消通知書（様式 16）により認定建築主に通知するものとする。

（基準適合表示認定の申請の取下げ）

第 12 条 基準適合表示認定の申請をした者は、市長が認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式 17）の正本及び副本を市長に届け出るものとする。

（基準適合表示認定の手続）

第 13 条 第 7 条の規定は、基準適合表示認定の手続について準用する。この場合において、同条中「性能向上計画認定」とあるのは「基準適合表示認定」と、「様式 8」とあるのは「様式 18」と、「規則第 1 条第 1 項」とあるのは「規則第 7 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（基準適合表示認定の取消しの届出）

第 14 条 基準適合表示認定の認定を受けた者は、基準適合認定建築物が認定基準に適合しなくなった場合は、速やかに取消申出書（様式 19）の正本 1 通、副本 1 通に認定通知書及びその添付図書を添えて、市長に届け出るものとする。

（基準適合表示認定の取消しの通知）

第 15 条 市長は、法第 37 条の規定により、基準適合表示認定を取り消す場合は、取消通知書（様式 20）により基準適合表示認定の認定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により、取り消す旨の申出書が届け出られた場合には、基準適合表示認定を取り消すこととし、取消通知書（様式 21）により基準適合表示認定の認定を受けた者に通知するものとする。

（基準適合表示認定の報告の徴収等）

第 16 条 市長は、法第 38 条第 1 項の規定による報告の徴収は、通知書（様式 22）により基準適合表示認定の認定を受けた者に通知するものとする。

2 基準適合表示認定を受けた者は、前項の報告を求められた場合には、状況報告書（様式 23）により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報

告するものとする。

(構造計算適合性判定)

第17条 性能向上計画認定を申請する者から法第30条第2項の規定による申出があつた場合(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合は、北海道知事が指定する指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受け、同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日内規第82号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。